

第7部

通常兵器

通常兵器

第1章

総論

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接に関わるのみならず、人道・開発等様々な分野に影響を与えている。これらの問題について国際社会で行われている取組には、信頼醸成措置と国際的な基準・規範の作成、これら基準・規範に基づく協力・支援の活動が挙げられる。

信頼醸成措置は、過大な通常兵器の蓄積は地域の不安定につながることから、通常兵器の国際的な移譲、軍備の保有等の透明性を向上させ、それにより地域や国際社会における国家間の信頼を醸成し、各国による過度の軍備の蓄積を防止しようとするものである。国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度がこれに当たる。

国際的な基準・規範の作成としては、人道上の懸念のある特定の通常兵器の使用等を禁止する条約や各国による取組の方向性を示す政治文書の作成がある。対人地雷禁止条約やクラスター弾に関する条約は、特定の兵器がもたらす人道上の懸念に対処するため、これら兵器の使用等を禁止する条約である。国連小型武器行動計画は最近の紛争

で実際に市民を殺傷し、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれる小型武器について、各国が実施すべき取組を網羅した政治文書である。これらの条約や政治文書の実施には、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾の除去・廃棄や、非合法的な小型武器の除去・廃棄も含まれる。

通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援は重要であり、日本はこのような分野においても積極的な活動を行っている。小型武器、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾により影響を受けた国々において、現地の人々と共に現場の状況に即したこれら武器の除去、回収、廃棄の活動を行っている。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、武器貿易条約（ATT）が発効したことが注目を集めている。これは、通常兵器全般について信頼醸成措置に止まらず各国による国際移譲そのものを法的拘束力のある形で各国が管理する枠組の構築を目指すものである。この条約により、国際社会における通常兵器の国際貿易の管理が強化され、国際社会の平和と安定に寄与することが期待される。

第2章

対人地雷

第1節

対人地雷問題と国際社会の取組

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別に被害を与え、人道に極めて重大な問題を引き起こし、地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となる。1999年から2014年までの間の死傷者数は、96,492人ともいわれている（2015年ランドマイン・モニター報告）。この対人地雷の問題に対処するため、1997年に対人地雷禁止条約が成立し、1999年に発効した。条約の発効以降、条約上の義務に基

づき4,750万発以上の対人地雷が除去・廃棄され（第14回締約国会議プレスリリース）、年間死傷者数も、1999年には72か国・地域で9,220人であったが、2014年には58か国・地域で3,678人と減少している（同上報告）。2016年1月現在、対人地雷禁止条約の締約国数は162か国に上り、条約の関連会議には非締約国もオブザーバーとして出席している。対人地雷禁止条約は対人地雷についての世界的な取組の中核となっている。

第2節

対人地雷禁止条約（オタワ条約）

（1）1997年9月に作成された対人地雷禁止条約は、1999年3月1日に発効した（2016年1月末現在、162か国が締結。日本は、1997年12月3日に署名し、1998年9月30日に締結した。）。同条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。2004年には条約発効後初の検討会議がナイロビ（ケニア）で開催され、「行動計画」、「ハイレベル宣言」等の文書が採択された。

（2）2014年6月23日から27日にかけてマプト（モザンビーク）で第3回検討会議が開催され、締約国は条約発効から15年間の道のりを評価し、

今後の課題につき議論し、コミットメントを新たにした。当時の全締約国161か国のうち80か国が出席したほか、12の国際機関及び、地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）等のNGOも団体参加した。また、未締結国のうち米国、中国、インド等12か国がオブザーバー参加した。

第3回検討会議においては、2009年に開催された第2回検討会議（於：カルタヘナ（コロンビア））以降の条約の運用・締結状況を記録した「履行状況報告書」のほか、残された課題に対して対処するための今後5年間の行動指針となる「マプト行動計画」、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「マプト+15宣言」という3つの成果文書が採択され、今後の具体的行動指針が明らかとなった。

第3節

日本の取組

(1) クラスター弾同様、地雷被害国の多くは発展途上国であり、対人地雷禁止条約に規定される10年の地雷除去期限内に除去を完了するためには、先進国からの支援を必要とするケースが多い。日本は1998年から2014年までの間、50か国・地域に対し、地雷除去、被害者支援、リスク低減教育を含む約6億2,200万ドルの支援を行ってきており、地雷対策分野でも日本は世界の主要ドナーであるといえる。2014年の第3回検討会議において、日本は、今後の我が国の地雷対策支援のアプローチとして、①深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動への継続的な支援、②地域協力・南南協力の推進、③地雷・不発弾被害者に対する包括的な被害者支援、の三点を表明した。

(2) 日本の地雷対策支援としては、特に、被害国や被害コミュニティとの協議を通じ、現地の人々が設定した目標に対し具体的成果を得るような支



カンボジア・ラオスの南南協力ワークショップ(写真提供:JICA)



NYでのJICA-UNMAS共催セミナー(写真提供:JICA)

援を続けてきた。例えば、カンボジアの地雷対策センター(CMAC)に専門家を派遣し、連携しながらカンボジア政府の「国家地雷活動戦略プラン」に沿って迅速な除去活動や被害地域のインフラ整備を行ってきた。最近では、1990年代からのCMACに対する組織強化支援による知見の蓄積を他の地雷被害国と共有し、被害国のオーナーシップを高める観点から、南南協力が有効であるとの認識の下、ラオス、アンゴラ等との間の三角協力を注いでいる。2015年4月には、国際協力機構(JICA)と国連の地雷除去機関である国連地雷対策サービス部(UNMAS)との共催にて、南南協力や三角協力の有効性に対する理解を深めることを目的としたセミナーを実施した。

(3) また、日本は、二国間支援の他に、NGO等を通じた草の根レベルでの地雷対策支援スキームを活用し、被害を受けたコミュニティによる自助努力を後押しする支援を推進している。更に、被害国政府が地雷対策を統括する機関を有していない場合や、緊急の支援が必要な場合には、国際機関を通じた支援を行っている。例えば、2015年3月には、国連の地雷対策機関UNMASを通じた総額1500万ドルの地雷対策支援を決定し、数多くの地雷が残存するアフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ(民)、パレスチナにおいて、地雷・不発弾の脅威を削減するための事業を実施している。

(4) さらに、日本は、国連の地雷対策活動を支援するドナー国のグループである地雷対策支援グループ(MASG)のメンバーであり、2014年1月から2015年12月まで議長を務めた。2年に亘り関連会合を主催したほか、2015年3月にはコロンビアへの現地視察をアレンジし、4月の国連の地雷対策週間の機会には、①MASGコロンビア現地視察、及び②広報の重要性に関するパネルディスカッションを開催した。その他、ニューヨーク及びジュネーブにおいて、国連等と共催してレセプションを開催し、地雷対策に関する啓発活動に努めた。

コラム

地雷対策支援グループ (The Mine Action Support Group: MASG)

地雷対策支援グループ (MASG) は、「世界の主要ドナー国の地雷対策プログラムをコーディネートし、優先課題を調和させ、最も支援が必要なところへのドナー・サポートを向上させる」ことを目的として1998年に設立した国連の地雷対策活動を支援するドナー国の非公式な集まりである。2015年9月現在、EUを含めて36か国のドナー国で構成され、会合には地雷対策活動に従事する国際機関等がオブザーバーとして参加する。

日本は、2014年1月に議長に就任し、2015年12月までの2年間の任期を務めた。議長として、毎年春と秋にジュネーブとNYで開催される定例会合をそれぞれ主催した。

また、2014年7月にガザ情勢が悪化したことを受けて、日本は国連地雷対策サービス部 (UNMAS) の要請に応じ、同年8月にNYにおいてガザ地区の不発弾除去支援を目的とした MASG緊急会合を主催した。この緊急会合には、MASGメンバー及び安保理理事国等20か国が参加し、ガザ地区の情勢に関する情報共有を行った。本件緊急会合を受けて、同年中には、日本政府もガザ地区への支援として、3百万ドルを拠出することを決定した。また、ガザの案件だけでなく、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、南スーダン、ソマリアの地雷・不発弾の脅威を軽減するために、UNMASを通じた全5件、合計1500万米ドルの追加的支援を実施することを決定した。

2015年3月には、日本が団長を務め、MASGメンバー及び国連機関等と共にコロンビアの地雷原視察を実施した。コロンビアでは、人道的地雷除去活動の現場を視察し、コロンビア政府や地雷関係者、ドナー・コミュニティ等と意見交換を行った。

4月4日は「地雷に関する啓発及び地雷除去支援のための国際デー」であるが、2014年には日本の提案に基づき同国際デーに向けた1週間を「Mine Action Week」として、NY及びジュネーブでは様々なイベントが行われた。日本は MASG議長として、UNMAS及び UN Women と「Empowering Women in Mine Action」と題して、「女性」に焦点をあてたパネル・ディスカッション等の各種イベントを実施し、積極的に参加した。同国際デー創設10周年にあたる2015年にも「Mine Action Week」の形態が引き継がれ、コロンビアの現地視察の結果をフィードバックすることを目的とした「Vision from the Field」と題するパネル・ディスカッションや国連との共催レセプションを実施した。

2015年12月末に日本は議長国の任期を終え、日本の後任としてイタリアが就任する。日本は MASGのメンバーとして引き続き地雷対策分野に積極的に係わっていくと共に、次期議長国をサポートしていく予定である。

第3章

クラスター弾

第1節 国際社会の動き

2007年に特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおけるクラスター弾（注）への取組（第4章第2節参照）を不十分とするノルウェーを始めとする有志国がCCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するオスロ・プロセスにより作成された条約案は、2008年5月、ダブリン会議（アイルランド）において採択され、同年12月、ノルウェーのオスロにおいて署名式が行われた。

その後、日本は日本国内における条約の実施を確保するため、「クラスター弾の製造の禁止及び所持の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもって

クラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年7月に本条約を受諾した。

（注）

クラスター弾とは、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等をいう。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。

最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）

（1）クラスター弾に関する条約（CCM: Convention on Cluster Munitions）は、クラスター弾による人道上の問題に効果的に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移譲等を禁止するとともに、貯蔵弾の廃棄を義務付け、さらにクラスター弾による被害者に対する援助及び国際的な協力の枠組の構築等について規定している。同条約は2010年2月16日に条約発効に必要な30番目の批准書等の寄託が行われたことを受け、同年8月1日、発効した。2016年1月現在、98か国が締結。

（2）2010年11月、クラスター弾の最も深刻な被

害を受けた国・ラオスの首都ビエンチャンにおいて条約の第1回締約国会議が開催された。この会議では、クラスター弾による被害を絶つという締約国による力強い決意が確認されたことに加え、締約国が今後条約を履行する上での具体的な行動指針となる「ビエンチャン行動計画」が採択され、「ビジョンから行動へ」（2010年ビエンチャン宣言）移行する体制が整えられた。その後、2011年にベイルート（レバノン）、2012年にオスロ（ノルウェー）、2013年にルサカ（ザンビア）、2014年にサンホセ（コスタリカ）においてそれぞれ締約国会議が開催され、前年の会議からの1年間に、条約の普遍化（条約の締約国を増やすこと）、貯蔵弾

の廃棄、除去及びリスク低減、被害者支援、国際協力等の諸分野でみられた進展及び課題について参加国の間で検討が行われた。また、それぞれの会議において、第1回締約国会議において採択された「ビエンチャン行動計画」の進捗状況を確認・評価する「進捗報告書（Progress Report）」を含む成果文書が採択された。

（3）2015年9月には、ドゥブロヴニク（クロア

チア）にて第1回検討会議が開催され、締約国は条約発効から5年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、クラスター弾がもたらす被害を終了させるためのコミットメントを新たにした。検討会議における議論の結果、「ドゥブロヴニク政治宣言」、「ドゥブロヴニク行動計画」が採択され、「クロアチア履行状況報告書」、「ビエンチャン行動計画評価」等の文書が発出された。

第3節 日本の取組

（1）日本は条約を国内において適確に実施するための法律「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」の作成等、必要な準備を整え、2009年7月に本条約を受諾した。クラスター弾の汚染国ではない日本は、まずは、貯蔵クラスター弾の廃棄義務を履行する必要があった。クラスター弾に関する条約は、条約が自国について効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも8年以内に貯蔵クラスター弾を廃棄し、又はその廃棄を確保することを義務づけている（第3条）ところ、日本は条約締結後、条約上の期限である2018年までに自衛隊が保有するクラスター弾の廃棄を完了するための準備に着手し、2015年2月9日にその廃棄を完了した。

（2）また、これまで日本は、クラスター弾等の不発弾に汚染された地域・国に対して、不発弾の除去及び被害者の支援を実施してきており、2010年度から2014年度までの地雷・不発弾（クラスター弾以外の不発弾も含む）対策に対する支援は、2億1,800万米ドルに達する。地雷同様、クラスター弾の被害を受けた国の多くは開発途上国であり、

被害国のみの力で除去・被害者支援等の義務を十分に履行することが困難な場合がある。本条約は、締約国が条約上の義務を履行するための国際的な協力及び援助についても規定しており、援助を提供することの可能な締約国が、クラスター弾の被害国に対して義務の履行を支援することで、除去や被害者支援等の対策が迅速に実行されることが期待される。条約の実効性を高め、被害を最小化し、日本の豊富な開発協力の経験をこの分野においても生かす観点から、今後も不発弾処理・被害者支援等の分野において積極的に貢献していく。

（3）クラスター弾に関する条約の締約国は、2015年9月の検討会議までに95か国・地域となった。日本は、第1回締約国会議以来3年間に亘り、普遍化活動を促進する「議長フレンズ」又は「普遍化調整役」の役割を担い、非締約国に対する条約加入の働きかけを行ってきた。第3回締約国会議終了をもって普遍化調整役の任務を終了したが、今後もアジア大洋州諸国を中心に条約の締結を働きかけ、条約の普遍化促進に引き続き取り組んでいく。

クラスター弾に関する条約第1回検討会議

2015年9月7日から11日にかけて、クロアチアのドゥブロヴニクにて、クラスター弾に関する条約（CCM）の第1回検討会議が開催された。

検討会議とは、CCM第14条に基づき、CCMの運用及び締結状況、締約国会議開催の必要性及び会議の間隔、締約国に貯蔵されているクラスター弾の廃棄（第3条）、クラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに危険の低減を目的とする教育（第4条）に関する締約国の要請について決定することを目的として、CCMが効力を生じた後5年で国連事務総長が招集する会議である。

第1回検討会議には、全締約国96か国・地域（会議開催期間中にコロンビアが批准）のうち60か国・地域と16の国際機関・NGO等が参加した。また未締約国のうち、中国、パキスタン、タイ、カンボジア等23か国がオブザーバーとして参加した。

検討会議における議論の結果、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「ドゥブロヴニク政治宣言（2015 Dubrovnik Declaration）」、及び、今後5年間の行動指針となる「ドゥブロヴニク行動計画（Dubrovnik Action Plan）」が採択され、また、第1回締約国会議（2010年）以降の条約の運用・締結状況を記録した「クロアチア履行状況報告書（Croatia Progress Report）」、第1回締約国会議で採択されたビエンチャン行動計画の進捗状況を評価した「ビエンチャン行動計画評価（Review of the Vientiane Action Plan）」等の文書が発出された。これらが成果文書として最終報告書に盛り込まれた。

日本からは、佐野利男軍縮会議日本政府代表部大使が首席代表として出席し、冒頭のハイレベル・セッションでステートメントを行い、その中で、これまでの日本の不発弾対策支援の実績を振り返るとともに、我が国の不発弾対策支援のアプローチとして、今後とも①不発弾除去、②被害者支援、③危険回避教育の3点に重点を置いて、今後とも支援を継続していく姿勢を表明した。また、貯蔵弾廃棄、条約の普遍化、国際協力の各セッションにおいて、それぞれステートメントを行い、貯蔵弾廃棄義務の履行完了や条約の運用促進のための日本の積極的な取組を報告した。

第4章

特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)

第1節 概要

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW: Convention on Certain Conventional Weapons）は、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成る。現在、以下の5つの附属議定書が成立している。

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳを締結している。

○議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）

○改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしかけたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）

○議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

第2節 最近の動き

近年のロボットの軍事利用の増加を背景にしたNGO及び市民社会の懸念に対応するため、2013年11月の締約国会合にて、2014年5月に自律型致死兵器システム（LAWS）非公式専門家会合の開催が決定された。上記第1回非公式専門家会合においては、LAWSに関わる諸問題として、ロボット技術の自律性の程度、軍事的有用性、国際人道法の適用、LAWSの使用に伴う責任の所在、LAWSの使用に係る倫理問題等について議論された。また、同会合においては、2014年11月の締約国会合に提出される議長サマリーが採択された。

2014年の締約国会合では、引き続き議論を行うことに意見の一致を見たため、2015年4月に第2

回非公式専門家会合を開催することが決定された。第2回非公式専門家会合においては、2014年の第1回会合で議論された内容を踏まえ、技術問題、LAWSの特徴、自律性の向上による国際人道法（IHL）に対するあり得べき課題、横断的な課題、透明性及び今後の取組について、研究機関等の専門家から発表があり、その後質疑応答という形式で実施された。本会合でまとめられた議長サマリー文書は、2015年11月に締約国会合にて報告され、右会合において2016年4月に非公式専門家会合を開催し、その結果を2016年12月の第5回検討会議に報告することが決定された。

第5章

小型武器

第1節

小型武器問題の背景と国際的取組

紛争や犯罪で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけでなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

(参考)

2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が命を落としていると言われている。

(参考)

いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、兵士一人で携帯、使用が可能な狭義の小型武器 (small arms)、兵士数名で運搬、使用が可能な軽兵器 (light weapons)、弾薬及び爆発物の3種類があり、一般的にはこれらを総称して広義の「小型武器」と呼んでいる。

(1) 2001年7月に国連小型武器会議が開催され「小型武器行動計画」が採択された。この行動計画を指針としてその後の国際社会における取組が行われている。その後、行動計画に基づいて作成された文書として「トレーシング国際文書」と「ブローカリング政府専門家会合報告書」がある。

(2) トレーシング国際文書は「国家が時宜を得た信頼できる方法で非合法小型武器を特定し追跡することを可能にするための国際文書」との正式名称が示すとおり、各国が輸入、製造時に小型武器への刻印を行うとともに、刻印等の小型武器に関わる情報を保存し、国際捜査等で必要な際にお

互いに情報交換することにより非合法小型武器の追跡を効率的に行おうとするものである。トレーシング国際文書は2005年に作成された。

(3) 非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合 (GGE : Group of Governmental Experts) は2007年の会合における議論をとりまとめ報告書を作成した。法的規制が手薄な途上国等に仲介者 (ブローカー) が移動し口利き等の方法で武器の売手と買手を結びつけることにより非合法な武器の輸出入を行う非合法ブローカリングが横行している。このような非合法ブローカリングを取り締まるため、非合法小型武器ブローカリング GGEは、2007年、ブローカリングの規制に関する国内法の要素 (模範例)、国際協力の促進措置、勧告を含む行動志向の報告書を作成した。

(4) 国連小型武器行動計画のプロセスは、2006年の国連小型武器行動計画履行検討会議では成果文書の作成に至らなかったが、その後の隔年会合において過去の実施状況を確認し、また今後の実施強化に向けた取組に関する報告書が順調に採択されている。2008年の会合では国際協力と支援、非合法ブローカリング、備蓄管理と余剰廃棄及びトレーシングに関する議論が行われ、2010年の会合では国際協力と支援、トレーシングの他、国境管理、フォローアップ・メカニズム等に関する議論が行われた。特に2010年の会合におけるフォローアップ・メカニズムの議論では隔年で行われる会合の他に6年サイクルで履行検討会議を開催することが有用とされ、また絞られた特定テーマにつ

いての政府専門家会合の開催についても今後検討されることとなった。これを受けて、2011年には、小型武器の刻印・記録保持・追跡に関して、専門的見地から情報・意見交換するための専門家会合が開催された。

（5）2012年には、8月27日から9月7日まで、オグウ議長（ナイジェリア国連常駐代表）の下第2回国連小型武器行動計画履行検討会議が開催された。同会議においては、国連小型武器行動計画

及び同関連文書である国際トレーシング文書について、各国の履行状況について報告が行われるとともに、第3回履行検討会議までの作業スケジュールや国際協力や履行推進のための方策が盛り込まれた成果文書がコンセンサス（※巻末の用語解説集を参照）で採択された。また、同会議での決定を踏まえ、国連小型武器行動計画の完全且つ効率的な実施のためのフォローアップを目的として2014年に第5回隔年会合及び2015年に第2回政府専門家会合が開催された。

第2節 日本の取組

（1）日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきており、特に2001年国連小型武器会議の前後の小型武器に関わるプロセスが軌道に乗る過程で議論を牽引する役割を果たした。2012年の第2回国連小型武器行動計画履行検討会議においては、日本は副議長を務めるとともに、同会議の成果文書の一構成部分について調整役（ファシリテーター）として調整を行い、成果文書の採択に大きく貢献した。また、2015年の第2回政府専門家会合においては、議長からの要請に基づき、我が国から「3Dプリンタに関する日本の現状及び経験」に関するプレゼンテーションを行い、貢献を行った。

（2）南アフリカ及びコロンビアと共同して毎年

小型武器決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。

（3）行動計画の地域レベルにおける着実な履行のため、行動計画実施に関わる地域会合の開催を支援している。また、日本は小型武器により被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトも積極的に実施してきている。2011年には、日本の資金協力により、国連アジア太平洋平和軍縮センターがネパールにおいて法執行機関関係者への研修プロジェクトを実施した。同研修には、ネパールの警察、武装警察や税関の中堅幹部が参加し、国際刑事機構、世界税関機関、インド警察等の専門家から小型武器の非合法取引を防止するための具体策について講義を受けた。

国連における小型武器の取組と日本の貢献

(1) 従来、軍縮といえば核兵器などの大量破壊兵器や大型の通常兵器の軍縮に関心が集まりがちであったが、実際に人々の命を奪っているのは小銃や機関銃などの小型武器である。冷戦終結後に激化した地域紛争は、その深刻な実態を浮き彫りにした。このような事態を受けて、1995年、ガリ国連事務総長は、「平和への課題（追補）」で小型武器などの「マイクロ軍縮」の必要性を訴えた。

(2) その要請にいち早く応じたのが、日本である。日本は、国連の枠組みの中で小型武器問題に取り組む重要性を認識し、同年、この問題の検討を国連でスタートさせるための国連総会決議を提出した。その後、日本のイニシアティブにより設置された政府専門家グループと政府専門家パネルにおける検討を経て、1999年、国連は、2001年の国連小型武器会議の開催を決定した。同会議は、国連主催の軍縮関連国際会議としては1987年の第3回軍縮特別総会以来の国連イニシアティブであり、日本は、小型武器問題を国連の主要な取組に主流化する上で主導的な役割を果たしたといえる。日本（堂之脇光朗外務省参与）は、政府専門家パネル等の議長に加えて、同会議の副議長を歴任して、会議の成功に貢献した。

(3) 2001年の国連小型武器会議で採択された「国連小型武器行動計画（Programme of Action. 通称 PoA）」は、国連加盟国が小型武器問題に取り組むうえでの行動指針となっている。国連加盟国は、PoA に基づいて独自に小型武器問題の解決に取り組むとともに定期的にその実施状況を見直している。2003年中間会合では、日本（猪口邦子軍縮会議日本政府代表部大使）が議長を務めた。

(4) 2012年秋にニューヨークの国連本部で開催された第2回国連小型武器行動計画履行検討会議では、コンセンサスで成果文書が採択された。同文書には、①国内法制度の一層の整備や履行を担当する職員の研修、②小型武器の輸出入や国内における流通の管理の強化を通じた非合法市場への流出防止、③地域の特性を踏まえた地域協力や地域を超えた国家相互及び国際機関との協力及び支援、④国別報告書の一層の提出促進による情報の共有と交換、⑤小型武器問題の解決に向けた政策決定への女性の参加促進などの今後の具体的な優先課題が盛り込まれた。また、今後6年間にわたる国連の取組として「第2回履行検討会議後のフォローアップ」が主要議題となったが、日本がファシリテーター（4人のうち、1人）を務め、2018年の第3回履行検討会議までのフォローアップの合意のとりまとめに貢献した。

第6章

武器貿易条約（ATT）

第1節 国際社会の動き

（1）通常兵器の不正な取引は各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらす。このため、1990年代後半から、通常兵器の移転を規制するための武器貿易条約の必要性が国際社会で認識されるようになった。

（2）2006年に、我が国、アルゼンチン、英国、ケニア、オーストラリア、コスタリカ及びフィンランドの7か国（以下共同提案国）により共同で提出された国連総会決議案が採択され、武器貿易条約に関する検討が開始された。四度の準備会合を経て、二度の国連会議で交渉が行われ、2013年4月2日に国連総会において条約が採択された。

（3）この条約は、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な基準を確立し、通常兵器の不正な取引等を防止することを目的としている。締約国が、この条約に基づき通常兵器の国内管理制度を確立することにより、国際社会における通常兵器の国際貿易の管理が強化され、国際社会の平和と安定に寄与するものである。

（4）2013年9月、国連本部において、条約の採

択を受けて、早期発効に向けて各国の署名及び締結を促進させる政治的な気運を高めるために、原共同提案国が共催した武器貿易条約ハイレベル会合が開催された。日豪外相の他、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ニュージーランドからは首脳レベルの参加があった。日本からは、岸田外務大臣がATTを早期に締結する決意を表明し、又条約の実効性を高めるために、幅広い国、特に主要な武器取引国の締結が不可欠であることなどを訴えた。

（5）本条約は署名開放日である2013年6月3日から約1年半後の2014年12月24日に条約上に規定する要件を満たし発効した。署名国は130か国、締約国は80か国である（2016年1月現在）。

（6）2015年8月、カンクン（メキシコ）において、第1回締約国会議が開催され、我が国を含む67の締約国、40の署名国、11の未署名国、国際機関、市民社会及び産業界の代表が参加した。本件会合では、条約実施のための手続規則及び財政規則が採択されたほか、条約事務局の設置都市がジュネーブに決定し、事務局長としてドゥラドゥラ南アフリカ共和国通常兵器規制委員会事務局長が選出された。

第2節 日本の取組

（1）日本は、通常兵器の規制に関する取組において、これまでも国連軍備登録制度の設立及び小型武器に関する国連総会決議の提出等を通じて積極的に取り組んできている。武器貿易条約の作成

に当たっても、日本は、この条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の一つとして、国連における議論及び交渉を主導してきた。二度の国連会議において副議長国を務めるとともに、他

の武器貿易条約推進国や NGOとも連携しつつ様々な提案を行い、様々な立場の国の調整役を果たすなど、条約案の作成及び採択に大きく貢献した。

(2) 日本は、署名開放日である2013年6月3日にニューヨークの国連本部において天野万利軍縮会議日本政府代表部大使が署名を行った。また、2014年5月9日に受諾書を国連に寄託し、アジア

太平洋で最初の締約国となった。

(3) 日本は、武器貿易条約の普遍化を重視しており、アジア太平洋諸国及び主要武器貿易国を含めた本条約の未締結国に対して、あらゆる機会を捉えて早期の締結を働きかけるなど、積極的に取り組んでいる。

コラム

武器貿易条約 (ATT) の成立

通常兵器の不正な取引が各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらすことから、90年代後半から、特に欧米を中心とする非政府団体や有識者等が中心となって、通常兵器の国際的な移転の規制に関する高いレベルの国際的な基準を規定する武器貿易条約の必要性を主張してきた。

国連においては、2006年に、我が国、アルゼンチン、英国、ケニア、豪州、コスタリカ、フィンランドの7か国（以下「原共同提案国」という。）により共同で提出された決議案が総会で採択され、同決議に基づき武器貿易条約に関する検討が開始された。2012年7月に、ニューヨークの国連本部において、武器貿易条約の交渉のための国連会議が開催され条約交渉が行われたが、条約案の採択には至らなかった。

同年12月の国連総会決議により、2013年3月に武器貿易条約の交渉のための最終国連会議を開催することが決定され、同月に最終国連会議において交渉が行われたが、条約案は、一部の国の反対によって採択はされなかった。2013年国連総会において、我が国を含む多数の国が、同最終国連会議においてまとめられた条約案と同じ内容のものを採択するための国連総会決議を共同で提出し、条約案は、2013年4月2日に賛成154票、反対3票（北朝鮮、イラン及びシリア）、棄権23票（中、露、インド等）で採択された。その後、2014年12月24日に条約上の必要な要件を満たし、ATTが発効した。

我が国は、従来から実効的で幅広い国の参加が得られる武器貿易条約の作成の必要性を支持し、交渉において、原共同提案国及び副議長として積極的かつ建設的な役割を果たしてきた。条約の効果的な実施のためには、主要武器貿易国を含めた幅広い参加が重要であり、未締結の国に対して、早期の締結に向けた努力を働きかけるために、引き続き、条約の採択に向けて積極的に取り組んでいく。

第7章

信頼醸成措置

各国の軍備の公開性と透明性を向上させることで信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する

取組として、国連の枠組みにおける国連軍備登録制度と国連軍事支出報告制度がある。

第1節 国連軍備登録制度

（1）この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、①主要武器輸出国に対する自粛と②通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、日本とEC諸国が共同で国連決議案を作成し、同年成立させたものである。通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。

（2）この制度の下では、国連加盟国に対し、大型の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリー^{（注）}の通常兵器につき、報告年前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

（注）

報告対象となる7カテゴリーの兵器

I．戦車 II．装甲戦闘車両 III．大口径火砲システム IV．戦闘用航空機 V．攻撃ヘリコプター
VI．軍用艦艇 VII．ミサイル及びミサイル発射装置

（3）本制度について3年毎に開催される政府専門家会合において、7カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。2003年の会合では「Ⅲ．大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「Ⅷ．ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地对空ミサイル（MANPADS）が追加された。さらに、小型武器の輸出入に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。2006年の会合では「小型武器」登録のための書式（使用は任意）が作成されたほか、「Ⅵ．軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。2009年の会合では、小型武器を新たなカテゴリーとして報告対象とする提案が重点的に議論されたが合意に至らなかったことから、小型武器のカテゴリー化について各国の見解を求めることが勧告された。日本は小型武器のカテゴリー化に賛成する主旨の見解を2010年に提出した。2013年に開催された会合においても小型武器を新たなカテゴリーに含めることにつき議論されたが合意に至っていない。

（4）この制度には主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移譲をカバーしている。但し、毎年登録数は減少傾向にあり、近年は減少して70か国程度にとどまっており、今後本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。

(5) 日本は、本制度発足(1993年)以降毎年登録を行うとともに、当初より本制度普及のため各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催

への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてきた政府専門家会合に毎回(次回は2016年に開催予定)参加し、中心的な役割を果たしてきている。

第2節 国連軍事支出報告制度

(1) 国連軍事支出報告制度は、1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、1981年より実際の運用が開始された。同制度は特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能であり、その意味で透明性向上、信頼醸成に貢献するものとなっている。

(2) 国連軍事支出制度の報告対象は、①人件費やメンテナンス費用等の運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

(3) 日本は1982年に最初の報告を行い、1997

年以降毎年報告している。主要国の2005年から2014年までの過去10年間の報告回数は米国9回、英国7回、フランス2回、ドイツ10回、ロシア10回、中国5回、韓国7回である。本件制度への参加国数については設立当初30か国代に止まっていたが、その後徐々に増加(ここ数年は60か国が提出)。

(4) 発足から、30年を経た本制度の運用状況を見直すために、2010年及び2011年に政府専門家会合が開催された。その結果、本制度の信頼醸成措置としての有効性が確認されるとともに、報告様式の改訂等の改善策がとりまとめられた。